

起業家・企業が知っておくべき

職場のハラスメントを 起こさないために何をすべきか

近年、職場における「いじめ」や「嫌がらせ」などをはじめとするさまざまな「ハラスメント」が急増しております。ハラスメントは企業の人事管理上、深刻な問題であるとともに、解決後も被害者・加害者双方にダメージが残ってしまい企業活動に影響を与えることも少なくありません。今回のセミナーでは、ハラスメントの定義や紛争事例の解説、職場でのハラスメント防止のための労務管理や万が一発生してしまった場合の対応などについて、弁護士・社会保険労務士が分かりやすく解説いたします。



- 日時** 平成30年5月30日(水) 13:30~ 受付開始
13:45~15:25 セミナー 15:25~16:10 グループ・コンサルティング **希望者のみ** 16:10~ 個別相談会
- 会場** AER7階 アシ☆スタ交流サロン (仙台市青葉区中央1-3-1 仙台駅西口すぐ)
- 定員** 30名(1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
*途中退席の方のご参加はお断り申し上げます。
- お申込み方法** セミナーのお申込みは、電話・FAX・Eメール・HPにて承ります。下記のお問い合わせ先に
①お名前、②連絡先(ご住所、電話番号、Eメール)、③所属(会社名、役職名など)をご連絡ください。
※FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。
- 13:45~14:30**
セミナーⅠ **紛争事例から考える当事者・企業への影響とその予防**
セクシャルハラスメントとパワーハラスメントの紛争事例から被害者・加害者・企業への影響と予防策を分かりやすく解説いたします。
講師 大久保 さやか 仙台市雇用労働相談センター相談員 弁護士(スズラン法律事務所)
- 14:40~15:25**
セミナーⅡ **ハラスメントが起こりにくい職場作りのための労務管理**
ハラスメント事案への対応を就業規則で規定したり、啓発のための研修の実施などを通じてハラスメントに対する認識を深めるなど労務管理によるハラスメント防止の工夫について分かりやすく解説いたします。
講師 櫻井 拓也 仙台市雇用労働相談センター相談員 特定社会保険労務士(ベストパートナー社会保険労務士事務所)
- 15:25~16:10** **グループ・コンサルティング** 数名の参加者に1名の弁護士・社労士が入り、テーマについての理解を深めます。
- 16:10~** **個別相談会** 雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定の内容など、労務に関する疑問について、弁護士・社会保険労務士が無料で相談に対応いたします。
*希望者のみ

**参加
無料**

申込み締切
**5月29日(火)
11:00まで**

主催 仙台市雇用労働相談センター **共催** (公財)仙台市産業振興事業団
後援 せんだい創業支援ネットワーク (構成団体: 仙台市、仙台市産業振興事業団、仙台商工会議所、日本政策金融公庫、七十七銀行、せんだい男女共同参画財団、仙台市市民活動サポートセンター)

FAX でのお申込みはこちら **022-267-5632** 仙台市雇用労働相談センターあて

会社名		業種	
ご住所			
参加者様 ご氏名		所属部署・ 役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加 (相談内容: _____) ・ 不参加		

※申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(5月30日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

**仙台市雇用労働
相談センターとは**

働き方に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)